



# 土田会計事務所より耳よりミニ情報！

平成26年6月

## 役員報酬と税務対策

税務上の役員報酬は、扱いを誤ると損金に算入できないこともあります。税務否認されないようチェックしてください。

### 役員報酬が損金になる条件

「定期同額給与」に該当すること。定期同額とは、月額100万円のように、毎月の支給額が同額で、事業年度の開始から、終了まで支給額が同額であることです。また、会社の収益、使用人の給与水準、類似法人の役員報酬と比較して、不相当に高額でないことも条件になります。

### 役員報酬の定時改定は？

役員報酬は定時株主総会等で改定決議できます。また、会計期間開始後3か月以内に改定する必要があります。これにより、役員報酬の改定チャンスは、決算終了後の3か月以内の年1回となります。

### 増額改定の遡及支給は否認されます

たとえば、3月決算の会社が6月末の株主総会で役員報酬の改定決議をした場合、その増額分を4月に遡及して支給することはできません。平成18年度の役員税制改正前と取扱いが異なりますので、注意してください。

### 期の途中での報酬アップは？

業績が好転して、予想以上の利益が確保できそうでも、期の途中から役員報酬を増額することはできません。「定期同額給与」に該当しない場合は損金不算入となります。

### 期の途中での報酬カットは？

経営の状況が著しく悪化したため、期の途中で、役員報酬をカットしたい場合は、例外的に「倒産の危機に瀕した等会社経営状況が著しく悪化した場合や、これに類する理由」に該当すれば、減額改定の取締役会の決議もしくは株主総会決議により減額することが可能です。

### 役員報酬の支払いが遅れるときは？

資金繰りの都合で支払いが遅れても「定期給与」には変わりありませんが、毎月分は未払金に計上します。また、1年分の報酬を一括して未払い計上している場合は、利益操作と

認定されかねませんので、この場合は、役員報酬を払ったことにして、役員からの借入金に振り替え、源泉所得税も徴収・納付しておきます。

### 「株主総会議事録」の記載例

#### 議案 取締役・監査役の報酬等の額の承認の件

- (1) 取締役の報酬総額は年〇〇万円以内とし、その配分方法は取締役会に一任する。
- (2) 監査役の報酬総額は年〇〇万円以内とし、その配分方法は監査役の協議に一任する。

### 「取締役会議事録」の記載例

#### 議案 取締役報酬等の決定の件

- (1) 平成〇年〇月分より各取締役の月額報酬は次のとおり決定する。

記	
代表取締役 甲	月額〇〇万円
取締役 乙	月額〇〇万円
支給日は、毎月25日に支給する。	

### 「監査役報酬金額の決定書」記載例

#### 議案 監査役報酬月額決定の件

平成〇年〇月分より各監査役の報酬額を監査役全員の協議により決定した

記	
監査役 丙	月額〇〇円
監査役 丁	月額〇〇円

その他、詳しい内容につきましては、土田会計事務所までご連絡下さい。

土田会計事務所 担当：大坪孝幸

HP <http://www.tsuchida-kaikai.com>

e-mail [tsuchida@asahi-net.email.ne.jp](mailto:tsuchida@asahi-net.email.ne.jp)

TEL 03-3981-0328

FAX 03-3981-2567